

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の一部改正

改正後	現 行
<p>(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> <p>附 則 1～3 略 (平成22年度における特例措置) 4 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における附則第2項の規定の適用については、<u>次の各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>平成22年4月1日から平成22年11月30日までの間 附則第2項中「100分の4」とあるのは「100分の3.8」とする。</u> (2) <u>平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間 附則第2項中「第4条の規定に基づいて定める額」とあるのは「第4条の規定に基づいて定める額から1,000円を差し引いた額」と、「100分の4」とあるのは「100分の3.67」とする。</u></p> <p>附 則 <u>この規程は、平成22年12月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> <p>附 則 1～3 略 (平成22年度における特例措置) 4 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における附則第2項の規定の適用については、<u>同項「100分の4」とあるのは「100分の3.8」とする。</u></p>